

V 食育サポートセンター運営委員会

1. 西九州大学食育サポートセンター運営委員会規程

(設置)

第1条 食と福祉の分野が融合した食育に関する教育・研究を推進するとともに、食育支援による地域貢献を総合的、効果的に推進するため、西九州大学食育サポートセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 食育サポートセンターの運営に関する事項
- (2) 食育に関する教育・研究の総合的企画・調整、推進、評価に関する事項
- (3) 食育支援に関する相談窓口、指導者研修、情報収集・発信に関する事項
- (4) その他食育支援のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に定める者を以って構成する。

- (1) 健康栄養学部長
- (2) 健康栄養学科から選出された専任教員2人とする。
- (3) 健康栄養学科以外の学科から選出された専任教員各1人とする。

(委員の任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、健康栄養学部長とし、委員会の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

(会議の開催及び議決)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったときに、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会等)

第7条 学生や地域諸団体との連携を密にし、委員会活動を円滑にするため、第3条に定める委員以外の者を加えた部会等を置くことができる。

2 前項の部会等の名称、構成及び運営等については、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、食育サポートセンターが処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成 18 年 5 月 18 日）

- 1 この規定は、平成 18 年 5 月 18 日から施行する。
- 2 この規定施行後、最初に選出される第 3 条第 2 号に規定する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 18 年 10 月 12 日）

この規定は、平成 18 年 10 月 12 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 21 日）

- 1 この規定は平成 19 年 6 月 21 日から施行する。
- 2 リハビリテーション学部から選出された委員については、平成 22 年 3 月 31 日までの間、この規程による改正後の第 3 条第 3 号に規定する「専任教員 3 名程度」とあるのは「専任教員 3 名以内程度」と読み替えるものとする。
- 3 リハビリテーション学部から最初に選任された第 3 条第 3 号の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 21 年 2 月 26 日）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 6 月 21 日付け、附則 2 は平成 21 年 3 月 31 日付けで廃止する。

附 則（平成 26 年 2 月 13 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 19 日）

この規定は、平成 27 年 10 月 19 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 30 年 6 月 7 日）

この規定は、平成 30 年 6 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

2. 食育サポートセンター運営委員会委員名簿

職名	氏名	任期	備考
学部長	石松 秀	H30.4.1~H31.3.31	委員長
准教授	福山 隆志	〃	健康栄養学科
〃	江口 賀子	〃	社会福祉学科
〃	飯盛 啓生	〃	子ども学科
講師	船元 智子	〃	健康栄養学科
〃	山口 裕嗣	〃	スポーツ健康福祉学科
〃	中村 理美	〃	心理カウンセリング学科
〃	古川 久美子		看護学科
助教	満丸 望	〃	リハビリテーション学科
非常勤職員	綾部 貴美枝	H30.5.1~H31.3.31	

3. 運営委員会議事録

回	開催日	審議事項
第1回	平成30年6月7日(木) (出席者数8名)	1. 平成30年度食育サポートセンター運営委員会について 【審議事項】 西九州大学食育サポートセンター運営委員会規程の一部改正について 2. 平成29年度の活動報告について 3. 平成30年度の年間計画について 4. 平成30年度予算について 5. その他
第2回	平成31年3月5日(火) (出席者数6名)	1. 平成30年度活動報告について 2. 平成30年度収支報告について 3. 平成31年度の年間計画(案)について 4. その他

4. 食育サポートセンター運営委員会作業部会名簿

職名	氏名
学 部 長	石 松 秀
教 授	林 眞知子
〃	安 田 みどり
准 教 授	江 口 昭彦
〃	堀 田 徳子
〃	福 山 隆志
講 師	船 元 智子
〃	今 井 里佳
助 手	江 原 徳美
〃	待 鳥 順子
非 常 勤 職 員	綾 部 貴美枝

5. 作業部会議事録

回	開催日	審議事項
第1回	平成30年6月21日(木) (出席者8名)	1. 平成30年度食育サポートセンター運営委員会 作業部会委員について 2. 平成29年度の活動報告について 3. 平成30年度の年間計画について 4. その他
第2回	平成30年9月27日(木) (出席者数9名)	1. これまでの活動報告 2. 今後の活動予定について 《検討事項》 ・平成30年度学園祭について ・「明治維新150年×西九州大学創立50周年」 記念企画について ・平成30年度食育推進交流会について 3. その他
第3回	平成31年1月9日(水) (出席者9名)	1. 平成30年度食育推進交流会について 2. その他
第4回	平成31年2月20日(水) (出席者10名)	1. 平成30年度活動報告について 《検討事項》 ・あすなろ隊について 2. 平成31年度食育サポートセンター・ あすなろ隊の活動計画(案)について 3. その他

VI 食育サポート事業協議会

1. 食育サポート事業協議会設置要項

(設置)

第 1 西九州大学、佐賀県及び佐賀県教育委員会における食育についての連携・協力協定書（以下「協定書」という。）第 3 条の規定に基づき、食育サポート事業協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 西九州大学

- ア 健康栄養学部長（食育サポートセンター長）
- イ 事務局長
- ウ 健康栄養学科から選出された専任教員 3 名
- エ 健康栄養学科以外の学科から選出された専任教員各 1 名
- オ 学生代表 若干名
- カ 西九州大学学長が推薦する者 若干名

(2) 佐賀県及び佐賀県教育委員会

- ア 佐賀県県民環境部くらしの安全安心課長
- イ 佐賀県健康福祉部健康増進課長
- ウ 佐賀県健康福祉部こども未来課長
- エ 佐賀県農林水産部農政企画課長
- オ 佐賀県教育委員会事務局保健体育課長
- カ 佐賀県知事又は佐賀県教育長が推薦する者 若干名

(協議事項)

第 3 協定書第 2 条に掲げる連携・協力事項を協議する。

(会議)

第 4 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催する。

2 協議会に会長を置き、健康栄養学部長（食育サポートセンター長）をもって充てる。

3 会長が事故あるときは、予め会長が指名した委員が会長の職務を代行する。

(委員以外の主席)

第 5 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第 6 協議会の事務は、西九州大学において処理する。

(補足)

第 7 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要項は、平成 18 年 10 月 27 日から実施する。

附則

この要項は、平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 25 年 7 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 26 年 7 月 9 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 28 年 7 月 27 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 28 年 7 月 27 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2. 事業協議会議事録

	開催日	審議事項
第 1 回	平成 30 年 7 月 25 日 (水) 出席者：県 5 名 大学 9 名	1. 平成 29 年度取組の実績報告について (県・大学) ①県の報告 ②食育サポートセンターの報告 2. 平成 30 年度取組の計画について (県・大学) ①県の取組計画について ②県関係各課の取組について ③食育サポートセンターの取組計画 について ④食まなび塾の開催について ⑤平成 30 年度食育推進交流会の 開催について 3. その他 ・連携・協力協定書について